

## 審 議 結 果

次の審議会等を下記のとおり開催した。

|                                  |  |           |           |
|----------------------------------|--|-----------|-----------|
| 審議会等名称                           | 神奈川県予防接種研究会  |           |           |
| 開催日時                             | 平成 27 年 5 月 29 日（金曜日） 19 時 00 分～20 時 30 分  |           |           |
| 開催場所                             | 神奈川県庁新庁舎 5 階新庁応接室（横浜市中区日本大通 1）   |           |           |
| （役職名）<br>出席者<br><br>（役職名）<br>は会長 | 〔委員〕<br>横田委員、片岡委員、久住委員、岩田委員、高畑委員、<br>東委員、川口委員<br>〔県（事務局）〕<br>長谷川保健医療部長、原田健康危機管理課長ほか  |           |           |
| 次回開催予定日                          | 未定   |           |           |
| 問い合わせ先                           | 所属名、担当者名 保健福祉局保健医療部健康危機管理課<br>感染症対策グループ 金子、吉田<br>電話番号 045-210-4791<br>ファックス番号 045-633-3770   |           |           |
| 下欄に掲載するもの                        | 議事概要   | 議事概要とした理由 | 委員会での了解事項 |
| 審議経過                             | <p>&lt; 審議結果 &gt;<br/>部長挨拶<br/>資料確認<br/>附属機関等の設置及び会議公開等運営に関する要綱の確認<br/>協議の進め方について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会議の公開について決定した。</li> <li>・ 議事録については発言者氏名の省略及び発言内容の要約の上、作成することとされた。</li> </ul> <p>（会長）<br/>今日の議題は、中間報告の取りまとめを作るということで、事務局から案を出していただいていますので、皆様のご意見をいただきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。<br/>それではこの取りまとめの案について、まず事務局から、お願いします。</p> <p>（事務局）<br/>予防接種制度における健康被害救済制度のあり方については、これまで 2 回、研究会を開催させていただき、議論していただきました。<br/>その中で、「横浜市独自の支援制度」につきましては、国による救済が難しい場合の自治体による支援制度の必要性については、概ね委員の皆さんの意見が一致していたと思っております。<br/>そこで、横田会長と相談しまして、予防接種制度における健康被害救済制度のあり方についての中間報告として、ヒトパピローマウイルス感染症予防接種後に何らかの症状に苦しむ方への支援として、（案）をまとめさせていただきました。<br/>つきましては、皆さんからの意見をいただき、研究会としてまとめていただければと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>資料 中間報告（案）の説明</p> <p>（会長）<br/>ありがとうございます。事務局から中間報告（案）について説明をしてい</p> |           |           |

ただきました。

今、お話にもありましたように、この研究会では予防接種後の健康被害の救済をどうするかということについて、いろいろな項目に基づいて議論をしてきましたけれども、この中で横浜市独自の支援制度については、因果関係が明らかにされない中で、救済が進まない方たちに対する自治体独自の支援、住民の一人として支援するということの必要性について、皆さんからは肯定的な意見が出揃ったというふうに考えています。

そうしたことを踏まえて、今回自治体の独自の支援制度について、中間報告をまとめることで、研究会としても一定の結論を出そうというふうに考えて、このまとめを出そうということになったわけですが、今までの3回の議論を通して、まとめ案を出すという、中間報告を出すことについて、

まず、最初に皆さまのご了解をいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

特に反対、まだ議論されていないとか、そういう意見はございますか。

(委員)

やはり議論は尽くされていないと思うんですよ。というのは、こういう支援をやるかどうか、県がやるかどうかという話は、今までの研究会の中では、そういう話は一切出ていないということと、それからあと、横浜市で行われているのを、何となく側聞する形でしか私たちは知らなかった。ですから実際に支援されているところがどんな状況にあり、どういう問題があるのか、あるいはどういう効果があるのか、そういうこともお聞きしなければならぬだろうと思う。そういうものを踏まえた上で、結論を出すというのが、必要なのではないかなと私は思うのですが。

(会長)

いかがでしょうか。他にご意見は。

(委員)

まず用語の確認なのですが、この文章の中で6頁参考、県内の副反応報告、神奈川県副反応報告、参考として全国の副反応報告とありますが、まず、一般的にワクチンによってその後何らかの症状が生じた場合には、有害事象と呼びますので、その中の紛れ込み、たまたま風邪を引いたとかいう人たちと、真の副反応の方々がいるので、外国では有害事象がたくさんあって、その中の一部が副反応であるという風にされていますけれども、厚生労働省の用語が間違っているので、日本ではすべて副反応報告として扱われていますので、海外で言うサイドエフェクトというところに、この日本の副反応が当たるものではないと。これは外国でいうところのアドバースイベント有害事象であって、この中にはワクチンとの因果関係がわからない方々がたくさん含まれていて、一部の方が、真の副反応の方であるという、まず、用語の確認をさせていただきました。

実際では、タイトに副反応と有害事象が1対1で見分けられるかということ、やはり難しいと思います。

そこで、困っている人がいるから救済の輪を広げてあげるべきなのか、より明らかに副反応であるという方だけに絞って、実はワクチンの副反応の方々が散らばっているのだけれども、本当にこれは間違いのないという方々だけを救済すべきか。閾値(しきいち)の調整の問題だと思うのですね。ですので、基本的には安心してワクチンを受けられる。話を聞いていますと、このワクチン接種後の方々も時間の経過とともに軽快される方が多いようなので、それまでの間、何らかの支援が受けられるというのは、いいのではないかと。

私もかねがね、国の予防接種の救済が非常に遅れているということ。このワクチンに関しては促進事業によって行われた部分が任意接種の扱いであり、予防接種法に入って定期接種とされた方と救済の仕組みが違う。要するに、予防接種法の定期接種化された方が、ここに受けた方々は、接種行為に伴う痛みであるとか、そういうものに起因した症状も補償の対象であ

るのに対し、任意接種の促進事業で受けた方々というのは、あくまで薬そのものに瑕疵がないと、薬そのものに起因する症状であると証明できなければ補償が得られないと。

では、そもそも背景となる法律は違うけれど、何を目的にしたのですかと言ったら、子宮頸がんになる人が少なくなるためにやったわけで、だから、背景となる法律が時期によって違うから、片や受けられ片や受けられないっていうのでは不公平であろうと、それでは救われまいだろうということと、1対1で副反応か否かということを見分けることが出来ない以上、それを県民の方々のコンセンサスを得られるならば広く救ってあげる。

まあ、当然、閾値(しきいち)を下げれば下げるほど紛れ込みの人が増えてきますけれども、そのコンセンサスをどうするかというところが問題であって、やはりこれは、何らかの救済措置というのは必要であろうと。

厚労省が全く動かない状況からですね、厚労省に一矢報いるという言葉が変なのですが、判断を促すという点で、この救済制度、非常に個人的には賛成です。

ぜひ実現して欲しいと思っています。

(会長)

あくまでも中間報告を出すかどうかということ議論しているわけで、中間報告として、独自の支援策があったほうがいいのではないかとということがまとめのわけですね。

県にやってくださいと言っているわけでは決してなくて、それをもって県が考えるということなので、ここの中で出た意見をまとめるということについてどうかとお尋ねしているわけです。

そういう意味では、今まで3回やってきた中で、独自の支援制度があってもいいのではないかと意見は大体出ていたと思うので、そのことをまとめるという意味ではどうですか。

(委員)

私も独自の支援制度があってもいいと思いますし、どういう枠組みで、緩くする、それでみんながこの人どうかなって感じの人も、みんな中に入れられるというような、そういう風にすれば、もっと受けやすくなりますし、実際には本当は副反応なんだけれども漏れるという人が少なくなりますよね。ですから、それはいいのですが、そのために、例えば、ワクチンに対する信頼性ですね。

要するに国民のワクチンに対する信頼性というものが大幅に低下して、ワクチンを接種するというのと、それからワクチンがから得られる効果ですよ、その子宮頸がんが予防できるという、そのバランスが、そういうことによって、その評価が変わってくるということがあると、やはり困ると思うんですね。

ですから、それは低くするという事は私も賛成というか、実際にはストリクトにそれを適用するのは無理だと思いますし、もうこれはもう、大まかにできるだけ判断を少なくして、もうここで救済しましょうというところではないと決められないと思うのですが、そういう枠組みを、どういう考え方で決めたのかということ、みんな要するに、公にはっきりとステートメントを出すということです。

つまり、ここでは、一応こうやると紛れ込みが増えますが、みたいなこと書いてあるけれども、そういう紛れ込みとかということではなくて、やっぱりこう、そうでないものも相当数含まれるであろうけれども、それは実際に、その本当の、真の副作用でしたか、それに苦しむような人を漏らさないためには、そうせざるを得ないので、そういう意味では、この被害救済の認定というのは、イコール、ワクチンの、要するに害毒であるとかですね、ワクチンの罪になるわけではないんだということ、ちゃんと言うべきだろうなど。

(会長)

そうですね。

それは今までの委員会の中でも一応みんな確認してきたことだと思うので、だからこの中間報告の文言についても、少し考えながらですね、必ずしもワクチンがすべて原因って決まったわけではありませんので、そのことを盛り込みながらも、苦しんでいる人たちをみんなの総意として、助けてあげようっていうそういう考え方なのだと思うんです。

横浜も多分そうだと思うんですけど。どうですか。

(委員)

そうですね。このままでいいんでしょうかね。

なかなか難しいところで、私どもも、その判断をすることによってというところは専門ではないので、本当に実施主体として、予防接種の実施主体として、何かできることがないかって、実際に困っている方がいらっしゃるので、ということで考えてきた中なのですが、ただその何でもかんでもになるのか、どこまでするのかっていうところを非常に悩んだところなので、やはりある程度、そういう専門的な医療機関にかかったり継続していてという方はやはり非常に大変ですし、あと日常生活でもいろいろ困難を抱えていたりとか、生活に支障がある方もいらっしゃるので、その辺で、いわゆる専門的な医療機関にかからなければならぬ方を対象にしていこうということで、うちの支援の内容を決めてきたので、特にその症状であるとか、それから実際に関連性がどうかっていうところについては、特にうちとしては判断していないんですね。

(会長)

同じようにこの研究会でも、その判断をするということではなく、紛れ込みも含めて、そういう人を救済する制度を提案するということが結論なのだと思うのです。そうだとすれば、その先どう決めるかは、これは県の仕事ということになります。そういう中間報告だったらいいかなと思うのですが、どうでしょうか。

(委員)

そうですね。こういう風に考えることが、また予防接種について、その悪とかではなくて、きちんと考えていくってことになるのかな、とは思いますが。

(会長)

県がやりたいという気持ちがあることはよくわかっているのですけれど、そのためにここで結論を出すというわけではありません。

今まで議論してきたことを踏まえて、一応まあそういう救済制度があってもいいのではないかということについては、大体、コンセンサスが取れていたと思うので、その範囲で文言を検討しないといけないと思います。

そういう形で中間報告を出すということで、よろしいですか。他に反対はありませんか。

一応、中間報告を、今言ったような内容で出すということでいきたいと思えます。皆さんから、細かい文言について、ご意見をいただきたいと思うのですけれど、まず最初に、「はじめに」の部分がありますけど、これについてはいかがでしょうか。

大体、今までの経過のことを上手にまとめていただけていると思います。

ここは、よろしいですか。

それでは本文のところに入りたいと思います。3ですね。

提案について、1 ヒトパピローマウイルス感染症予防接種後に何らかの症状に苦しむ方への自治体支援の実施。これもいいですかね。副反応という言葉はないし。

(委員)

これなんか、長いですよ。もっといい言葉ないですか。

副反応、健康被害者とか副反応被害者って書いちゃうとすごくシンプルなのですが、意味がだいぶ違ってきてしまうので。

(委員)

そうでしょうね。こういう風に長く書かないと。

(委員)

このほうが、正確ですよ。

(委員)

正確ですね。副反応で苦しんでいるかどうかは、分からない部分もありますので。何らかのというすごく曖昧な形で書かれているのは、これは正確な表現なのではないかなと思います。

(会長)

そうですね。断定はできないので、こう書くほうがいいと思いますけどよろしいですか。

あと2番、提案内容ヒトパピローマウイルス感染症予防接種後に何らかの症状に苦しむ方が、国の救済制度により被害認定がなされ、救済を受けることのできるようになるまでの間、医療費等の負担は相当なものになるので、負担軽減のため、緊急的な支援を実施する。

これはどうでしょうか。

(委員)

すみません、あのちょっとここではなくて1ページはじめに、に戻ってしまうのですが、この間冒頭の1行目の最後のところからだけが、子宮頸がん予防ワクチンという表現になっているんですね。

(会長)

あとは、ヒトパピローマになっている。

(委員)

あとはすべてヒトパピローマで統一されているので、特に意味がなければ統一していただいたほうがいいのか。同じこと言っているのに言葉が2つあると、そこにまたいろいろ意味を考えてしまうので。

(会長)

では、そこはそのように。

(委員)

正確には、ヒトパピローマウイルス感染症予防接種でしようかね。

(会長)

ヒトパピローマウイルス感染症予防接種って書いてある。そこに文言を変更するというので。

(委員)

今のこの提案内容なのですが、3行目で医療費等の負担は相当なものになるというこの表現は、医療費等の負担が大きい。相当なものになるというと非常に抒情的な表現になってしまうので。

(会長)

このところで、因果関係が否定されるまでの間という文言を入れなくていいかどうかと思ったのですが、どうですか。

(委員)

そうですね。

(会長)

違うってことが分かったら、それは救済制度ではなくなるわけですから。被害認定がなされ救済を受けることができるようになるまでの間、あるいは、因果関係が否定されるまでの間、と入れたほうが正確かなという風に思うのですが。どうでしょうか。

(委員)

そうですね。いいと思います。

(委員)

副反応検討部会のほうでも、いろいろ議論が出ていて。このケースに関しては因果関係あり、なしと、ぴったりと基準みたいなものが出来てくるとは考えにくいのですよね。

(会長)

確かにそうかもしれないですね。なくてもいいかしら。

(委員)

あえて入れると、因果関係はどうなっているのだ。みたいな話にまたなってしまうし、かえって今度は救済といった形で行ったときに、グレーの人が救えなくなるわけでしょう。

(委員)

救済自体は、そうであるか否かってことの判断をするものではないので。因果関係が否定される、誰が否定するのかという話になってくると、これは確かに書かなくてもいいのかなと。

(会長)

書かないほうがいいかな。

(委員)

短いほうがいい。

(委員)

そうですね。先生のおっしゃるほうが。

(会長)

では、なしにしますか。それでいいですね。

では提案理由にいきます。国の状況。予防接種後の健康被害に対する救済については、国の制度に基づき救済されることになっているが、国の制度では、予防接種との因果関係が明らかであることが前提となっている。ヒトパピローマウイルス感染症予防接種後に何らかの症状に苦しむ方の救済は、国の副反応検討部会で審議が継続中のため、救済が進まない状況にある。

これはよろしいですか。

(委員)

国の救済制度は、予防接種との因果関係が明らかであることが前提となっているというように書いてあるけれども、実際には、あんまり明らかではないケースも認定されているんですね。多く認定されているので。国のケースとして、こうして断定してしまうというのはちょっと。もう少し明らかに、因果関係は、否定はできないので救済するというような形で行われる。否認という形の完全な否認というのと、以外に、これは明らかに因果関係ありとする場合と、因果関係は否定できない可能性はあるので、救済という風なところ、それをもう少し書いたほうが。

(会長)

予防接種との因果関係が。

(委員)

タイトなインジュリーテーブルとはではなくて、個別な症例に関して判断しているので、明らかに因果関係が否定できない場合は、救済対象となっている。というような感じですよ。

(会長)

明らかである、明らかに否定できないことが前提となっているのかな。ちょっと変かな、言い方が。

(委員)

文章としてちょっと変になってしまう。因果関係が明らかであることがと

いうか。

(会長)

なかなか難しいですね。

(委員)

実際に救済されているケースは、これは因果関係ないのではというも救済されているからね。

(会長)

ヒブとか肺炎球菌の亡くなった例なんかは、ほとんど因果関係がはっきりしないものが多いですものね。どうしたらいいでしょうか。

(委員)

現状では、因果関係があるものを補償する。という建て前は建て前なんですよね。本音はどうかっているのはあるとして。

(会長)

でも、患者さん側に立って明らかに否定できないようなものは、基本的には救済するように出来ている。

(委員)

救済するように出来ています。例えば日本脳炎のあとに、かなり時間が経ってからあるというのは、そういうのはもう認められていますから。

(委員)

法律の言葉そのまま持ってきてもいいんじゃないですかね。予防接種法に基づく救済制度を位置付けている条文の中で対象にするものが、定義が多分書かれていると思うんですけども、その言葉を...

(委員)

定義はね、明文化されていないと思いますよ。要するに、この病気だったら、インジュリーテーブルのようなものはないですよ。

(委員)

そういう意味ではなくて、接種後に生じて因果関係を否定できる否定できないとか、そんな形で書かれているんじゃないかと思うんですね、救済するという前段階で。それを持ってくるのが一番正確かなとは。

(会長)

いい文言ないですかね。

(委員)

予防接種との因果関係が...

(会長)

難しいですね。

(委員)

予防接種との因果関係が、否定できない...

(会長)

明らかであるというのは非常に科学的な感じがしてしまうから。

(委員)

念のため、予防接種法の条文を申し上げますと、「第 15 条、市町村長は、当該市町村の区域内に居住する間に、云々で、予防接種等を受けた者が、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、障害又は死亡が当該定期の予防接種等を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは」

(会長)

ああなるほど、「認定」ですね。

(委員)

因果関係が認定されることが前段なのかな。

(会長)

そのほうがいいですね。

(委員)

「明らかになる」というのではなくて、「認定する」というのは、因果関係が否定できないと認定する、ということでもいいわけなので。

(会長)

では「認定」でよろしいですか、「認定される」という言葉に替える。

1 はよろしいですかね。

2 番、ヒトパピローマウイルス感染症予防接種後の症状に苦しむ方の状況。このように、ヒトパピローマウイルス感染症予防接種法に何らかの症状に苦しむ方にとって、被害認定がなされないうちは、何の支援もない。しかし、継続的に医療機関にかからざるを得ない方も多く、医療費等の負担は相当なものになっている。

どうでしょうか。これは事実だからよろしいですかね。

(委員)

通院費用みたいなところを見ているということも書いたほうがいいのでは。

つまりですね、どちらかという、自己負担額を支払う、それが負担ですけど、多分それよりもっと大きな負担になっているのは、長野の病院まで行っているとか、そういう人の方が、そういうところの負担が大きいので、そういうのも含めた、病気そのものではなく、それプラスそのことによって、通院しなきゃいけないという状況の負担というかですね。

(会長)

これはこの「等」という字に含まれていると考えてよいのでしょうか。

(事務局)

事務局としては、「等」の中に含まれていて、そこをあえて、外出しするかどうか。

(委員)

よろしいですか。

そういうご意見が出るということからすると、一般の方々からすると、あまりこれを見ても、そういう社会的な費用とかっていう部分があり加味されてないという風を感じ取るかもしれないですね。あえて説明的に入れるというのも...

(会長)

交通費を含むとか。

(委員)

そういう医療費、通院費。

(会長)

通院費用を入れますか。

(委員)

通院費用というのは例えば向こうに泊まってですね、それで行くっていうのは、そういうのもあり得ると思うんですね、ケースとしては。

(会長)

では、「医療費・通院費用等」にしますかね。医療費、ポチを入れて、通院費用等の負担は相当なものになっている。

よろしいですか。

それでは3番目に行きます。自治体による緊急支援の必要性。

本来は国の救済制度もこのような場合を想定し、被害認定までのつなぎ支援制度を導入することが妥当と考えるが、現在、国にそのような制度がない以上、接種後に何らかの症状に苦しむ方には、自治体が緊急的に支援を実施せざるを得ないものとする。

これはどうでしょうか。

(委員)

国に求められるのは、つなぎ支援ではなくて、迅速な判断ではないかなと思うんですけどね。国が早くやってくれないから自治体がしょうがないからつなぐということだと思ってしまうんですけども。

(委員)

そうですね。自治体はつなぐけど、国は早く反応すべきという話ですね。

(委員)

国がつなぎを考えて動くということはありませんよね、基本的にはね。

(会長)

確かにそうですね。国がやるべきなのは、「つなぎ支援」ではなく、確かに「迅速な判断」ですよ。「迅速な判断」とすべきですかね。

(委員)

本来は、国は迅速に判断すべきであるが、現在、国による判断は遅れており、被害認定までのつなぎとして、自治体が緊急的に支援を実施せざるを得ない。というような流れですよ。

(会長)

そうですね、そんな文言ですよね。

(委員)

そのほうがいい。

(会長)

では、本来は国の救済制度もこのような場合を想定し、迅速に。

(委員)

このような場合を想定、ではなくて、国の救済制度は、迅速に判断すべき。

(会長)

救済制度は迅速に判断すべきであるが、現在、国の判断が遅れており、接種後に何らかの症状に苦しむ方には、国の判断が遅れており、接種後に何らかの症状に苦しむ方には、自治体が緊急的に支援を「実施せざるを得ない」というのでいいですか。

(委員)

せざるを得ない、か、すべきである。

(会長)

支援を実施することをせざるを得ない、というと皆やらなきゃいけないみたいな感じですね。そこのところ...

(委員)

「すべき」じゃなくて「せざるを得ない」ということにしないと、他の都道府県、神奈川県でなくて、異なるところでは、あなた達がしないのはおかしいのではないかと、ということになるわけですよね。そういう判断は、あくまでももうちょっと別だから、これは神奈川県としては、こういうふうに判断しますというような、そういう風にしないと、よそ様に・・・

(会長)

自治体が緊急的に、支援を実施せざるを得ない」じゃなくて、「得なくなってしまった」というか、そういうような感じですよね。

(委員)

いろいろ追い込まれて、という風に。

(委員)

国の判断が遅れており、接種後に何らかの症状に苦しむ方に、自治体が緊急的に支援をする必要性がある、高いと考える。

(委員)

必要性が生じている。

(会長)

実施せざるを得なくなっている。そういうことでもいいですかね、「緊急的に支援を実施せざるを得なくなっている。」

(委員)

なぜ市町村や都道府県がこんなこと考えなきゃいけないのか、国がちゃんとやってくれたら、そういうことはないわけですから。そこでやるということなので

(会長)

そうですね。そうしましょう。では、次に行きます。

自治体の支援に当たっての、留意点というところですが、予防接種制度は国が制度を構築し、市町村が実施主体として事業になっているが、市町村が支援を実施することになると、支援の可否を決定することになり、医学的観点求められるが、医師職が必置となっていない市町村の場合、その対応に限界が生じる。

これはよろしいですかね。誰が判断するか難しいですが。

また、県が支援を実施することになると、予防接種の実施主体ではないので、副反応報告や保護者報告に係る相談情報を共有している市町村と連携しなければ、支援を実施することはできない。

どうですか。これもわかりやすいですかね。よろしいですか、ここまでの

ところ。

さらに、国の原因究明が進まない中であっては、予防接種によるものでないものを認定してしまう紛れ込みを完全に防止することはできない恐れはあるが、現に、ヒトパピローマウイルス感染症予防接種後に何らかの症状に苦しむ方を救済するという観点から、県が市町村と連携の上、広域自治体という立場で緊急対策としての支援を提言するものである。

(委員)

紛れ込みを完全に防止することはできないというのは、まあほぼ大丈夫なんだけど、一部には紛れ込みが入ってくるだろうな、くらいの語感があると思うのですが、もっとざっくりしていると思いますので。

(会長)

そうですね。僕もそう思って、「紛れ込みを防止することはできないが」くらいにすると、これだとほとんどがそうであるというような印象になっちゃうので、「紛れ込みを防止することはできない恐れがある」、あるいは「できないが」でもよろしいですかね。

(委員)

はい。

(会長)

防止することはできないが、現にヒトパピローマウイルス感染症予防接種後に何らかの症状に苦しむ方を救済するという観点から、県が市町村と連携の上、広域自治体という立場で、緊急対策として支援を提言するものである。「としての支援」か。

いかがでしょうか、よろしいですかこの内容については。

それで、この後は主に資料です。だから後はあまり議論をするようなところではないと思います。

横浜市の例も出ておりますけれど、その後どうなるかというところは、これからの県の判断ということになるかな、という風に思います。

いかがでしょうか。いろいろ意見を出していただきましたが、この「提案について」というところについて、今議論があったような修正を加えるということで、他に何かご意見ございますか。ありましたら何でも。

(委員)

先ほど「よそ様」という発言があったのですが、実は私、東京都に住んでおまして、神奈川県に住民じゃないんですね。なので、ちょっと最初ですね、この場にこういう提言を出すときに、いていいのかなというのを思ったのですが、「はじめに」を読んだら、特に神奈川県に対して何かをするというような書き方をしてないので、全国に対する提言という書き方で、それを受けて神奈川県が何かするという仕立てになっているのかなと思って、それであれば、ここにいてもいいかなと思ったのですが。

(委員)

私も住所が時とともに変わるから。

(会長)

県の研究会ですから、これは、県知事に対して中間報告は出すわけですよ。だから全国に向けてというわけではなくて、まず知事が置いた研究会ですから、そこに対する中間報告ということによろしいのではないのでしょうか。それは、どこに住んでいらしても。

大体これで内容については議論をしていただきましたが、事務局のほうとしては、いかがでしょうか。何か今のご意見を聞いてありますでしょうか。

(事務局)

いろいろなご意見、ありがとうございます。

今頂いたご意見を極力生かすような形で、個々の具体的な文言については、会長にも確認いただきながら、その辺の修正を加えさせていただいたら、という風に思っております。

(会長)

皆さんにもう1回メールで流すということにさせていただきます。

(事務局)

会長と相談させていただいて、それで変更した点を皆さんにご確認いただくと、そういった形で対応させていただければと思っております。

(会長)

それでは、事務局と私で、今の議論を踏まえて、訂正をして、最終の中間報告書を、作りたいと思います。これで、中間報告書についてはよろしいでしょうか。

では、これをもって、中間報告ということにしたいと思えます。

この後は、実際にこれをどう生かすかとかということについて、事務局の方で少しお話をお願いします。

(事務局)

今回の中間報告を取りまとめていただいて、ありがとうございます。

皆さんに最終的には内容を確認いただきますけども、その内容を確認いただいて、ちょっと早急にはいただくことになるんですけども、県としては、まとめていただいた内容を、とりあえず、会長と知事の日程は、あらかじめ押さえさせていただいて、なるべく早くの方がいいかなという風に思っています。6月4日を今、想定をしまして、それで、横田会長から知事あてに報告書を研究会としていただくと、そんな風にしていただければ、という風に考えております。

こちらの中間報告の取りまとめに関するスケジュールはそんな形で進めさせていただきます。

あと、本来であれば、予防接種制度の改善についてということで、今議論をしていただいていますので、例えばそのアメリカのインジュリーテーブルの導入の話であるとか、データ収集の話とか、あと、申請に係る負担の部分とか、救済の承認と、アフターフォローをどうするかとか、そういった話も、併せて議論いただいておりますので、そちらにつきましては、次回改めて開催をさせていただいて、できれば、そちらについても、なるべく早めに取りまとめという形にして、国の制度改善に係るところは、やはり、県に提言をいただいて、県としてはそれを受けとめて、制度改善だと国の方でやっていただかなくてはならないのがありますから、それは国の方に提言なりという形で県として今度は働きかけていくと。

そんなようなスケジュールで、進めさせていただければという風に考えております。以上でございます。

(会長)

ありがとうございました。

ということで、今のお話でよろしいでしょうか。

引き続き、予防接種制度における健康被害救済制度のあり方についてということで、今後も議論していくということで、次の日程とか、まだ決まっていませんよね。

(事務局)

概ね、2か月後くらいには、できればいいなという風に思っています。

(会長)

わかりました。

また連絡がいくと思いますので、皆さん、予定が来たら、出ていただきたいと思えます。それでは、今日の議題は以上で、よろしいですね。

それでは、事務局のほうにお返しします。

(事務局)

会場の委員の皆さん、本日はお忙しい中、遅くまで議論ありがとうございました。

今回は中間報告の取りまとめをしていただきました。本当にありがとうございます。

次回以降も、先ほど申し上げたように、引き続き、また、予防接種制度の

|  |   |
|--|---|
|  | <p>改善に向けて、協議をいただきたいと思っております。</p> <p>それでは、これをもちまして、第5回予防接種研究会を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。</p> |
|--|---|